

平成24年度 実践的防災教育総合支援事業 実施要項

1 目 的

地震等災害発生時においては、迅速な「初期行動」が重要であり、東日本大震災の教訓を踏まえ、モデル校における防災科学技術を活用した避難訓練等の実践を通して、新たな防災教育の指導方法等の開発・普及を行うとともに、「逃げることを基本とする防災教育」を推進する。

2 事業内容

1) 防災に関する指導方法等の開発・普及等のための事業 ー緊急地震速報受信システムの配備ー

学校・園に緊急地震速報受信システムを配備し、システムを活用した避難訓練を実施することにより、迅速な避難ができるようにするとともに、避難行動に係る指導方法の開発を行う。

取組みにあたっては、次の（ア）（イ）を実施することとする。

（ア） 緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練等を実施することにより、地震発生時に児童生徒等に落ち着いて行動する態度を身につけさせる取組み。

（イ） 児童生徒等に主体性をもって、自らの命を守り抜くために行動するという「主体的に行動する態度」を身に付けるための先進的な取組み。

2) 学校防災アドバイザー派遣事業

外部の専門家を学校防災アドバイザーとして地域・学校に派遣し、「危機等発生時対処要領」や地域の実態に応じた避難訓練などに対するチェック・助言を行い、危機管理体制の充実を図る。

また、学校防災アドバイザーを派遣する地域や学校に、市町村教育委員会、学校長、養護教諭、防災(安全)担当教諭、PTA、地域防災担当者などで組織する「防災教育実践委員会」を設置するものとする。

「防災教育実践委員会」においては、学校防災アドバイザーの指導・助言のもと、地域や学校の実態に応じた実践的な避難訓練計画を作成し、効果的な避難訓練の方法などを開発するとともに、危機管理マニュアルの点検・見直しや、防災体制の充実を図る。

3) 委員会等の設置・開催

大阪府教育委員会は以下の委員会等を設置・開催する。

（ア）「防災教育推進委員会」

本事業を円滑に推進するため、大学教授、府教育委員会、私立学校担当課、府防災担当者、学校長、教諭、養護教諭、PTA等で組織する「防災教育推進委員会」を設置する。

「防災教育推進委員会」組織については、別途設置要綱に定める。

（イ）「学校防災アドバイザー連絡協議会」

学校防災アドバイザーに事業の趣旨、実施方法等の共通認識を図るため、「学校防災アドバイザー連絡協議会」を開催する。また、各地域で実施された避難訓練の取組みをまとめ、検証を行い、効果的な避難訓練や指導方法の普及を図る。

（ウ）「実践的防災教育総合支援事業報告会」

本事業の事例発表や防災専門家の講演を通して、効果的な指導方法等を府内の学校に広げるとともに、更なる防災教育の普及を図るため、「実践的防災教育総合支援事業報告会」を開催する。

3 実施期間

決定通知を受けた日から、平成25年2月末まで

4 その他

本事業実施にかかる詳細については別途定める。